

第136号

平成25年 5月 1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤 山 清 春

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



東京税理士会日本橋支部会報



イギリス・ケンブリッジ

税界放談

法の適用に関する通則法36条では「相続は被相続人の本国法による」とされており、日本の民法は適用されない。しかし、相続税の算定上、被相続人が外国籍で相続開始時に当該外国に住所を有していたとしても、日本に住所のある相続人は無制限納税義務者となる。この場合、基礎控除額(相法16)、相続税税額の計算(相15)、生命保険金等の非課税額の算定(相法12)及び配偶者の税額軽減の基礎となる配偶者の相続分は日本の民法の規定により算定する(相法19の2)。これは、被相続人が日本人か外国人かによつて、相続税額が異なることは、租税負担の公平を害することとなるためである。

一方、遺産が未分割の場合の相続税の課税については考え方が違う。現行相続税は遺産取得税としての性格を持つ。相続税法55条では、民法の規定では相続分により算定する。指定相続分や特別受益者をも考慮する必要がある。そして被相続人が外国籍の場合は法の適用に関する通則法36条が優先適用されて、民法の規定ではなくその本国法により相続人がその遺産に対して権利を有する相続分で算定することになる。

(T・T)

目次

・支部長挨拶	藤山 清春	・・・	2	・私のあしあと	長野洋子、津村 玲	・・・	12
・日本橋税務署長挨拶	神宮司 元	・・・	3	・各部だより		・・・	13
・研究論文「扶養控除制度についての考察」		・・・	4	・支部会員異動のお知らせ		・・・	17
・随筆 櫛山俊明、中野昌博、荒川大輔、小松 満義		・・・	8	・中央都税事務所からのお知らせ		・・・	20



確定申告期を終えて

支部長 ふじ やま きよ はる 藤山清春

今年は、寒い冬を終え、一気に高温となったことで、桜の開花は、観測史上最速となりました。

福岡・宮崎・大分・鹿児島から一気に東京でも最速記録となり、日本橋さくら通りでは、所得税の確定申告期限の3月15日に開花しました。

さて、我々税理士にとって、一番の繁忙期である所得税の確定申告も終え、一息ついたところですが、税務支援事業にご協力いただきました会員の皆様には、大変苦勞をおかけしました。感謝申し上げます。

今年の税理士記念日は、土曜日であったことから、前日の2月22日（金）に三越本店地下入口（夢ロード）で「税理士記念日無料税務相談」を実施しました。

延べ10人の会員が携われ、88人の相談がありました。税目別にみえますと、所得税の相談件数は68件（昨年は、62件）で、税目別による割合は77.3%でした。次に多いのが相続税の6件（昨年は、4件）で、税目別による割合は、6.8%でした。

昨年11月に同じ夢ロードで実施しました「税を考える週間」における無料税務相談では、所得税に関する相談は、全体の47.6%で、他の税目に関する相談も多いのが特徴です。

このことから、所得税の確定申告期間中における相談は、通行人が対象であっても、所得税に関心があることを示していると思います。

次に、2月25日から3月8日までの延べ8日間に日本橋公会堂で実施しました無料税務相談では、延べ48人の会員が携われ、569件の相談等がありました。

今年は、東京国税局の合同税務相談会場への派遣がなかったことと、昨年の日本橋公会堂における実施状況を踏まえ、日数及び人員を大幅に増加しました。

その結果、延べ569件（昨年は、367件）の相談等があり、前年を大幅に上回りました。

特に初日と2日目には、いずれも約100件に近い相談等があり、1時間以上待たされた方が多く見受けられました。当日担当された会員には、十分な休憩を取ることができず、多大なご苦勞をおかけしました。本当にお疲れ様でした。

昨年は、日本橋税務署での相談事務を廃止したことによる苦情処理が発生しましたが、今年は、このようなトラブルはなかったようです。

また、今年は、日本橋税務署が衝立を準備して相談会場の相談者と相談者との間の机上に設置しました。相談しやすい環境になったことについて大変好評でした。我々税理士も、相談者の立場に立った施策をする必要があると思います。

昨年は、大雪の日にも混雑しましたが、今年は雪の日がなく、また、最終日は、受付時間終了時に相談者が途絶え、時間内に終了できました。

連日、税務支援対策部の皆様にも大変ご苦勞をおかけしました。感謝申し上げます。

また、2月14日から3月14日までの延べ5日間に東日本橋二丁目町会会館で開催しました「青色申告会員に対するe-Tax代理送信」に1名（延べ5名）の会員にご協力いただきました。

大変狭い場所での作業でご苦勞されていました。本当にお疲れ様でした。

ところで、本年1月4日現在における代理送信割合（税理士数に占める代理送信者数の割合）を見てみますと、所得税・法人税・消費税（法人及び個人）及び法定調書合計表のいずれの割合も日本橋支部の順位は、48支部の中では、昨年と同様に下位に位置しています。

日本橋支部としましては、日本橋税務署との連携を図り電子申告の推進に努めているところです。

電子申告を始めてみようと思っている会員には、電子申告推進委員又は日本橋税務署のサポート隊がサポートしますので、遠慮なくお申し出ください。

さあ、始めましょう「電子申告」を！



e-Taxご利用のお願い

日本橋税務署長 じん ぐう じ はじめ 神宮司 元

平成24年分の所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税の一層の推進を図り、円滑かつ確実な事務処理に取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これも一重に日本橋支部の皆様方による無料申告相談の実施、パソコンによる確定申告センター及び電話相談センターへの会員派遣など、多岐にわたる積極的なご支援・ご協力の賜物と、厚く御礼申し上げます。

さて、e-Tax利用拡大に向けまして日本橋支部の会員の皆様には、多大なご支援・ご協力をいただいているところでございます。しかしながら、東京局の利用率は全国値を下回っている状況にあり、日本橋署を含めましても法人税等を中心に更なる利用拡大を図っていく必要があります。

3月末に財務省行政情報化推進委員会におきまして、国税庁における業務プロセス改革計画に掲げる成果指標の見直しが行われ、改革計画が改定されました。その中で、法人税等12手続きのオンライン利用率につきまして、平成25年度の目標が76%に変更されました。そうした中、法人税等の利用拡大を図っていく上では、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が重要な期間となります。

つきましては、3月決算の法人税確定申告及び消費税確定申告等は、e-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に活用いただき、1件でも多くご利用いただきますようお願い申し上げます。

日本橋支部の皆様方のお力なくては、その拡大は見込むことはできません。そのため皆様方の事務所にお伺いさせていただき、またはお電話にて利用勧奨をさせていただき所存でございます。

利便性の向上を図る観点から、平成24年分

贈与税もe-Taxで申告できるようになりました。従来からの皆様方の強い要望により、「お知らせメール」の件名および登録した宛名を表示する機能が追加されました。他には利用者識別番号や暗証番号を亡失した場合の対応としまして、暗証番号リマインダー機能が追加されるなどシステムの改善もされてきております。

また、受付時間におきましては、法人税等の申告が集中する5月末の4日間（5月28日～31日）について、8時30分から22時30分と1時間30分の拡大をいたします。さらに、本年の8月1日（木）以降e-Taxの受付時間が月曜日から金曜日（祝日等及び年末年始は除いて）は8時30分から24時まで拡大をいたします。

引き続き今後とも良きパートナーとして税務行政に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご事業のご繁栄を心から祈念いたします。



研究
論文

扶養控除制度についての考察

はた
畑 よしひろ
芳広

1. はじめに

昨年は生活保護費の不正受給事件が社会問題となり、世間の注目を集めました。日本の生活保護費を受給するために海外から日本に入国する人がいるほどです。国民の社会保障制度に対する不信感が高まりました。税制において、主に社会保障としての役割を担っているのが、基礎控除・配偶者控除・扶養控除等の人的控除です。そんな中、平成24年分の確定申告業務の期間中、ある事例に触れ、扶養控除について疑問に感じる場面に遭遇しました。

扶養控除の制度の趣旨やあり方について、この遭遇した事例を含め問題点を浮き彫りにし、所得税が基幹税としての所得再分配機能を果たしているかどうか、検証していきたいと思います。

2. 事例

顧問先の従業員で、日本に住所のある日系ブラジル人の方から、「ブラジルに住む祖父母に生活費を送金しているので、確定申告をして扶養控除を受けたいのですが、できますか？」との相談を受けました。

祖父母との親族関係は出生証明書で確認できました。祖父母の年齢は70歳を超えていました。生活費は定期的に送金をしていて、資金移動業者が作成した年間の送金一覧表では、毎月数万円から十数万円が送金されていることを確認しました。祖父母は現在無職で収入はありません。

3. 扶養控除の適用可否

扶養親族の定義は、所得税法第2条第1項第34号に規定されており、その内容をまとめると、①配偶者以外の親族であること、②納税者と生計を一にしていること、③被扶養者の合計所得金額が38万円以下であること、④青色事業専従者等でない

こととされています。

①及び④はこの事例において特筆すべき点はありません。

②の納税者と生計を一にしているかどうかという点については、所得税基本通達2-47において、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われているときは、これらの親族は生計を一にするものとする、とあります。上記事例では、生活費を定期的に送金しますので、生計を一にしているといえます。

③の被扶養者の合計所得金額の計算は、被扶養者である祖父母が日本国内に住所も居所も有していませんので、非居住者ということになり、所得税法第165条の規定により、国内源泉所得について所得税の課税標準、税額等を計算します。そうすると上記事例では、国内源泉所得に係る合計所得金額も0円であり、38万円以下の要件を満たします。

従いまして、上記事例の祖父母は、控除対象扶養親族となり、かつ、年齢70歳以上ですので、96万円（1人につき48万円）の扶養控除が認められるということになります。

ここで、注意を要する点は、③の被扶養者の合計所得金額38万円以下であることという要件です。

この所得基準は所得税法上の課税標準ですので、被扶養者が非居住者の場合、合計所得金額が38万円であるかどうかは、国内源泉所得に対する合計所得金額が38万円以下かどうかで判断し、仮に国外における所得があったとしても判定要素には入らないということです。ただし、非居住者である被扶養者に高額所得がある場合には、その送金はそもそも生活費等の送金とはいえなくなり生計を一にするとは認められず、扶養親族の要件に該当しなくなります。しかし、非居住者である

被扶養者の所得を税務当局が捕捉することは困難であることから、被扶養者に高額な所得があるにもかかわらず、見逃されている事例も少なからずあるものと思われます。他、居住者である被扶養者の場合には、市区町村で所得情報等が名寄せされ、税務署との情報交換によって容易に捕捉されます。そして扶養控除の要件に合致していなければ、修正申告や年末調整のやり直しを求められるケースが多々あります。このように被扶養者が居住者か非居住者かによって執行上不公平感があることは否めません。

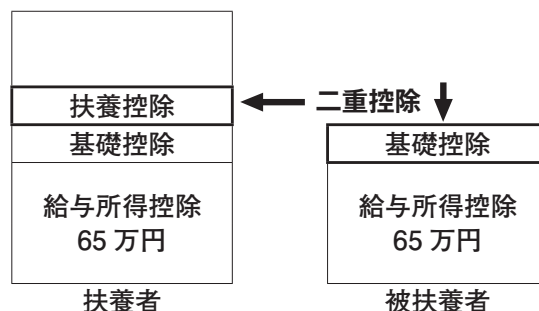
なおアメリカにおける人的控除 (Personalexemption) の制度を見ると、控除の対象となる扶養家族は、アメリカ市民かアメリカの居住者、カナダ、メキシコの居住者とされています。例えばアメリカに居住する日本人が、日本に住む親族について扶養控除を受けることはできないことになっています。

4. 扶養控除の問題点①

上記2の事例以外にも扶養控除について問題点があります。それは「二重控除」の問題です。

例えば、扶養親族に給与収入が103万円であるとして、その給与収入から給与所得控除額と基礎

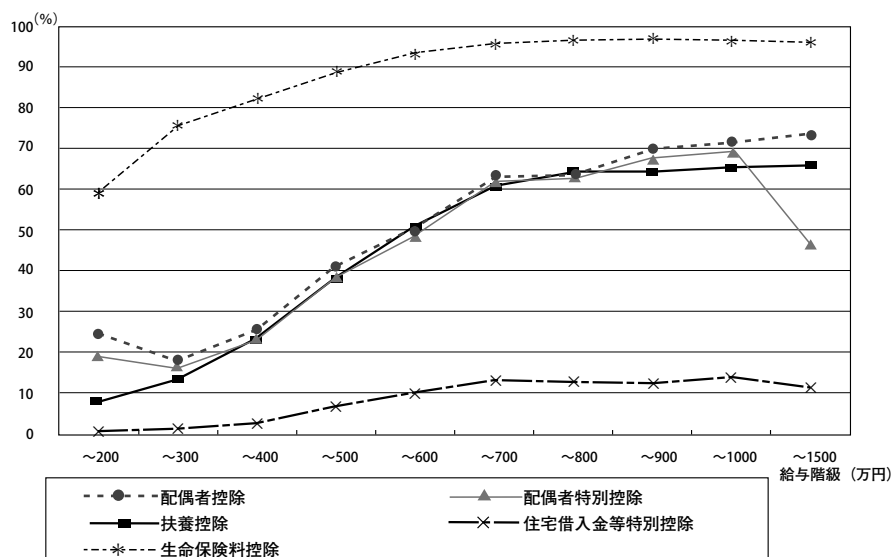
【図1】二重控除の仕組み



控除額を差し引くと、課税関係は生じません。一方で、その扶養親族を扶養している者においても扶養控除が認められています。したがって、扶養者の扶養控除と被扶養者の基礎控除が二重に控除される結果となっています（図1）

平成5年11月の「今後の税制のあり方についての答申」では、この問題について言及しています。「基礎的な人的控除については、一定額以下の所得を有する配偶者等は自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、納税者の所得税額の計算上、さらに配偶者控除等の適用を受けられることとなり、その意味でいわば二つの人的控除を享受することになっているという問題である。このような問題は、人的控除の基本的なあり方に関わる事柄であるので、今後、引き続き検

【図2】諸控除の所得階層別適用者割合
(内閣府政策統括官 政策効果分析レポート 平成14年12月)



- (備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態」2000年、厚生労働省「国民生活基礎調査」2000年より作成。
2. 年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者、かつ納税者を対象とした。
3. 配偶者控除・配偶者特別控除については、有配偶者に占める割合を算出。
4. 配偶者特別控除については、合計所得金額1000万円以上は適用がナイため、給与階級1000～1500万円の層では比率が低下するが、給与所得控除後で1000万円以下になるケースがある。

討していく必要があるものと考えられる。」と問題視されています。

5. 扶養控除の問題点②

もうひとつの問題点は、現行の所得控除制度は高所得者に有利な制度になっているということです。

平成14年12月に発表された内閣府政策統括官による「政策効果分析レポート」によると、扶養控除の所得階層別適用者の割合は、収入が多い家庭ほど扶養控除を適用している割合が高いことが分かります（図2）。給与収入が700万円超の納税者の場合、60%以上の者が扶養控除を受けています。ところが、給与収入が400万円以下の納税者の場合、扶養控除を受けている者は25%未満となっています。所得税の税率は累進課税方式を採用していますので、扶養控除を適用することによって、高所得者の負担軽減額は大きくなり、低所得者の軽減額は小さくなります。この分析結果を見ると、所得再分配機能を果たしておらず、不公平な仕組みになっています。

また、平成25年度の税制改正では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」が創設されました。この制度の趣旨は、祖父母等が孫等の教育資金を贈与することによって、世代間の資産移転を通じた経済の活性化等を図ることとされています。平成25年4月1日より施行されたこの制度の利用は、相続税対策の1つとして期待が高まっています。

所得税の扶養控除制度においても、教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満の扶養親族）に対して一般の扶養控除額よりも優遇される措置が講じられています。

両制度の制度趣旨は異なりますが、高所得者層がこれらの制度を利用するならば、この点についても所得再分配機能を果たしていないように思います。

6. 扶養控除のあり方

(1) 扶養控除制度の沿革

扶養控除のあり方を考える上で、制度の創設趣旨やその変遷について理解を深めたいと思います。

① 大正9年

扶養控除制度は大正9年に創設されました。当時の税制は、免税点制度は設けられていたものの、納税者の人的事情に基づく担税力の差は一切考慮されていませんでしたが、同居の戸主及び家族に年齢18歳未満の者もしくは60歳以上の者、又は不具廃疾者がいる場合には、納税者の負担力に著しい影響があるという配慮に基づき、扶養控除が認められるようになりました。当時の扶養控除は、年少者に対する扶養控除、老年者控除及び障害者控除の性質を有する控除でした。

② 昭和15年

当時の所得税が所得の種類によって税率を異にしていたことから、どの所得から控除しても負担に差が生じないよう控除方式が税額控除方式に変更されました。

③ 昭和25年

昭和25年のシャープ勧告に基づく改正によって、控除方式が所得控除方式に戻され、扶養親族の範囲が拡大し、年齢のいかににかかわりなく、納税者と生計を一にする親族とされました。

④ 昭和47年度の税制改正

老人扶養親族について、一般の扶養控除額に割増する制度が設けられました。

⑤ 昭和54年度の税制改正

同居を状況とする老親について、④の控除額にさらに割増が認められました。

⑥ 昭和63年度の税制改正

消費税の導入を含む税制改革の一環として所得税の減税が実施されました。その所得税の減税の一環として、教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、年齢16歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）について、一般の扶養控除額に割増する制度が設けられました。

⑦ 平成11年度の税制改正

子育て世代への配慮として、年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）について、一般の扶養控除額に割増する制度が設けられました。

【図3】扶養控除の変遷表

年	控除名	扶養控除	特定扶養控除	年少扶養控除	老人扶養控除	
					一般	同居
大 9		○				
昭 15		▲				
昭 25		○				
昭 47		○			○	○
昭 54		○	○		○	○
平 元		○	○	○	○	○
平 11		○	○	×	○	○
平 12		○	○	○	○	○
平 22		○※	○※		○	○

(注) ○→所得控除、▲→税額控除、×→廃止、※→一部廃止

⑧ 平成12年度の税制改正

平成11年に設けられたばかりの年少扶養親族に対する割増控除について、子育て支援は児童扶養手当の拡充によって手当てされることを受けて、割増部分が廃止されました。

⑨ 平成22年度の税制改正

所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方の下、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳未満の者をいう。）に対する扶養控除が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、年齢16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

(2) 扶養控除制度の役割の低下

扶養控除を含む人的控除については、税制調査会等においても、しばしば議論されています。平成14年6月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、人的控除の簡素化・集約化について言及しています。要約すると、「制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化している。また、割増・加算措置が追加

されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方大きくなっており、また制度が複雑になっている。具体的には家族に係る控除を簡素化・集約化すべきと考える。」とあります。さらに、平成14年11月の「平成15年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—」では、扶養控除のうち特定扶養控除に限定して、就学状況等の実態は様々であるほか、累次の減税の結果、中堅所得者層の税負担水準が大幅に低下してきていることを理由に、廃止・縮減することについて言及しています。

また、ここでは述べられていませんが、上記2の事例にあるように日本に居住する外国人も増えてきていますし、その方々の母国の日本とは異なる社会保障制度まで考慮して、日本の税制に取り入れることは不可能に思います。

7. おわりに

平成22年度税制改正において、「控除から手当へ」の下、社会保障における「子ども手当」と「高校無償化」の創設、税における年少扶養控除の廃止と19歳未満の扶養控除の縮減という社会保障と税の一体改革が進みだしました。また、増え続ける社会保障給付費の財源確保として消費税の増税が決定しました。平成25年度の税制改正では、残念ながら人的控除について触れられませんでした。議論の中心が増加する社会保障給付費とその財源についてとなりがちですが、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入を含め、社会保障のあり方、税のあり方についてより議論を重ね、バランスのとれた制度が出来ることを期待したいです。

参考文献

- 武田昌輔監修 「DHCコンメンタール所得税法」 第一法規
 田中康男 「所得控除の今日的意義」 税務大学校
 伊藤公哉 「アメリカ連邦税法第4版」 中央経済社

随 筆

剣舞道について

八聖流松代館剣舞道 師範 くし やま とし あき
櫛 山 俊 明

昨年、岩手県花巻に行く機会があり、宮沢賢治資料館等いくつかの観光スポットを回ったりした。その際に、岩手県では「鬼剣舞」（おにけんばい）という重要無形民俗文化財の指定を受けている「踊り」があることを知った。

私は、それこそ四十の手習いで「剣舞道」（けんぶどう）を始め二十二年となるが「鬼剣舞」のことは恥ずかしながら知らなかった。また、四国・高知県の須崎で単身赴任を一年経験したが、その際には、剣舞を趣味としている旨話すると、「太刀踊り」や「花取り踊り」のようなものか、と言われた覚えがある。「剣舞」が郷土芸能となっている「けんばい」と漢詩・和歌などに節を付けて詠う詩吟に合わせ武士が詩情・詩心を剣を用いた舞で表現する「けんぶ」では一言でいえば「踊り」と「舞い」の違い、ということにでもなるうか。

「けんばい」は修験者が身を清めるために踊ったのがはじまり、という話があるということを聞いた。「けんばい」は鬼が怒ったような面を付けて踊るが、「けんぶ」は自前の顔で舞う。鬼から「献盃」では怖い。

私が稽古している剣舞道は「八聖流」といい「聖松（せいしょう）」と雅号も拝命しているが、私が三代目である。剣舞自体の歴史はまだ比較的浅く、明治維新の頃とされている。主に日本刀を用いて舞う。当初は真剣を使うこともあったらしいが、現在は模擬刀（居合刀）を使用している。ちなみに私が使用している刀は「二尺四寸五分」である。

刃金が入っていないが、真剣と同じくらいの重さがある。知人に持たせると大抵その重さにビックリされる。「こんな重いものを振り回しているのか!」と。チャンバラではない。舞台上舞う際には、群舞など危険な舞台もあるので、竹光使用



も一般的となっている。年に2～3回ほど舞台があるが、基本的に衣装は紋付き袴である。

舞台では、詩吟の方と一緒にいるが、詩吟吟詠の方を「吟士」、舞う方を「剣士」という。いきなり舞台で始めることは出来ないのも、事前に「合わせ」を行うこととしている。実際の舞台では吟に合わせるというよりは、気持ち吟を追いながら舞う、ということになる。

模擬刀とはいえ日本刀を用いることから、舞の刀法は居合道に沿ったものが多い、と思ったので恩師にことわって「居合道」も基本を主としてしばらくの間練習した。結果として恩師から指導された舞いより、抜きのところは居合に近くなり、他派の方から「居合をやっているでしょう」と言われることも。実際抜いた時や「斬」の時に「ビュッ」と音がするらしい。自分としては満足である。

いつもは中野駅近くの地域センターで毎週土曜日の午前中練習に励んでいる。会員は現在九名（登録は十五名ほど）で稽古の基本としている吟は、川中島、本能寺、金洲城、城山などであるが、舞と刀と扇子の使い方一連の動きに最初はかなり戸惑う。やはり練習・稽古を重ねるしかないかな。

剣舞も日本の大事な文化であり、その伝統を引き継いでいかねばと思いつつも、なかなか新人は現れず、自分が舞いを忘れると流派の危機となることから、最近は、覚えるというよりは「忘れない」ように努めている。



最近気になる言葉

なか の まさ ひろ
中 野 昌 博

還暦を過ぎ頑迷固陋となった所為ではないのですが、最近とみに気になる（気に障る）言葉が増えてきました。

コンビニエンスストアやファミリーレストランで使われる、「こちら〇〇になります」や「～でよろしかったですか」、「〇円からお預かりします」、「ご注文のほう……」という言葉遣いもかなり不快で、以前は「こちらコーヒーになります」と言われたら、「いつなるの?」とか「もう、なっているよ」などと冗談めかして返答していたのですが、キリがないのでやめました。

「全然いい」や「とんでもございません」も、アナウンサーが使うのを耳にしてから、舌打ちしながらも受け容れてきたところです。

何でもかでも「すいません」というのも同様です。レストランで注文する際に、「すいません」。知人宅を訪問しても、「すいません」。すべての事柄を「すいません」の一言で済まそうというのが気に入らないのです。

この言葉を発するということは、もしかしたら出会うすべての人や事柄に謝罪しているということなのでしょうか。

あるテレビ番組で、著名な落語家が訪問先玄関で、「すいませーん」、「すいませーん」と何度も呼びかけているのを見ました。

「御免下さい」でも「こんにちは」でも、もちろん「たのもう」でもなく、ひたすら「すいませーん」と間の抜けた声で呼びかけるのです。少なくとも落語という伝統芸能を守る言葉のプロが、このような言葉遣いをするということにも失望しているのです。

先だっては、初対面の女性に、「私って、～な人じゃないですか」と言われ、仰天しました。さすがに、「そんなこと知らないよ」と言い返せはしなかったものの、どのような受け答えをすればいいのか戸惑ってしまいました。

どうも、「～じゃないですか」を使う人は、相

手が自分の話に同意するであろうことを前提に、しゃべっているように感じられます。責任回避語とでも言うのでしょうか。相手に対して行儀よく気を遣いながら、論を展開する時に便利に使っているようです。

この「～じゃないですか」と同様なしゃべり方に、「自問型」あるいは「半疑問語」とも言えるものがあります。

言葉の切れ目ごとに、「?」をくっつけ語尾を上げてしゃべるのです。

たとえば、「〇〇って、いいわね。クール?って思わない?、笑顔?の中に翳?あるのよね」……といった具合に、別段、相手の答えや同意を求めるわけではなく、いかにも思慮深そうに慎重に問いかけてくるしゃべり方なのです。

どうやら、「～とでも言うのかしら」と言ったニュアンスのつもりらしいのですが、あまり利口そうには見えません。

以上述べてきて気づいたことは、断定を避け、曖昧で婉曲な表現が多いということと、必ずしも、若者だけが非難されるような状況にはないということです。

言葉のプロともいえる、テレビの司会者やリポーターですら、「では、次に行ってみたいと思います」、「期待したいと思います」という風に、自己の責任や主体性を放棄したしゃべり方をしているのです。

はては、「お詫びしたいと思います」という珍妙なお詫びがまかり通っているのが現状なのです。

ほかには、「食べれる」、「見れる」などの“ら抜き言葉”や「読まさせて」や「会わさせて」などの“さ入れ言葉”、「〇〇的」、「〇〇みたいな」「〇〇かも」などの“曖昧語”とでもいうべき言葉にも言及したかったのですが、紙幅が尽きたようです。

いずれにしても、このような気になる言葉遣いは、枚挙にいとまがない状況です。

一体どうすればいいのでしょうか。

「本を読むこと」、「人の話を聞くこと」、「メールではなく手紙を書くこと」……といったようなことしか思いつきませんが、それらのことを通じて、さまざまな言語情報を取りこむことこそが言葉の勉強であると思うのです。

私個人としては、「電車内では、（携帯電話の操作ではなく）、本や新聞を読むこと」や「子や孫を膝に抱いて絵本などを読み聞かせること」が何より有用であると考えますが、今となってはそれも難しいのでしょうか。

せめて皆さん、正しい言葉で、子や孫と積極的に会話をしませんか。



自転車通勤を始めて

あら かわ だい すけ
荒川大輔

初めまして。荒川大輔と申します。私は昨年税理士登録をしたばかりで、支部の活動も会合に一度参加しただけなのですが、その際にこのお話をいただきました。

特に他人に誇れるような趣味などもないので、何を記載すれば良いのか思案しましたが、最近時々自転車通勤を行うことを始めましたので、そのことについて記載したいと思います。

自転車通勤を始めようと思ったきっかけはこ一年で体重が10kg近く増えてしまったことが理由です。

元々出不精な性格で、スポーツの趣味も無いことから、何か日常生活に無理矢理運動を組み込まなければまずいと思って始めたのですが、いざ始めてみると思いの外楽しいことがあることに気付きました。

まずは、普段地下鉄で通り過ぎるだけの駅がどのような場所なのかということがわかり、とても興味深いということです。

例えば赤穂浪士で有名な泉岳寺の最寄り駅が私の通勤経路にあり普段から何となく気になっていました。

電車通勤ではただ通り過ぎるだけでしたが、自転車だと「今日は泉岳寺付近を通るルートで行ってみよう」と、気軽に近くを通ることができ、通勤にちょっとした楽しみを加えるとともに休日に訪れるときの下見を兼ねることができます。

また、普段は移動するだけの駅と駅がどのような位置関係にあるのかが少しずつわかってくることもとても面白いです。

私は東京育ちではないため、あまり東京の地理に詳しくはなく、主に地下鉄の路線図で地理を漠然と捉えていたのですが、実際にいろいろな道を走ってみると、どの駅とどの駅が近いのか、また、どの駅とどの施設が近いのか、といったことがよくわかってくるようになります。

今までは点と点でしかなかった街と街が、自分が見た景色で繋がっていくことは、うまく説明できないのですがとても面白く感じます。

ところで、東京は高低差が激しいところが多く、自転車では辛い場所もあります。私の自宅から職場まで最短で行こうとすると、五反田から高輪台のあたりを通過するのですが、その坂がとても長く、どうにか迂回できないものかと地図を眺めていました。

そうしたときに先輩の税理士の方から「インターネット上で自転車の経路を検索でき、その経路の高低差なども調べることができる」ということを教えていただき、あまり坂が無く負担がかからない経路を発見することができました。

このように楽しい発見や、周囲の方の助けもあり、少なくとも今のところは自転車通勤をととても面白いと感じています。

まだまだ始めたばかりで肝心の体重は減る気配がないのですが、あまり体重に一喜一憂せず、これからも楽しみながら自転車通勤を行えればと思っています。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心より祈念して筆を擱くことといたします。



北海道で栄養(体重)補給

こ まつ みつ よし
小松満義

はじめまして。平成24年9月より日本橋茅場町にて公認会計士・税理士事務所を開設しました小松満義と申します。

3月上旬、繁忙期の最中ではありますが、週末に故郷である札幌に帰省しました。今年は例年に比べて非常に雪が多かったようです。年末に帰省した際にも「今年は雪が多い多い」と聞いていましたが、年が明けてからもさらに降り積もったよ



うです。

今回の滞在は金曜夜～日曜夜まで。

私は帰省するたびに食いだおれツアーとなり、体重が増加して帰ってくることになるのですが、案の定今回もそうでした。

札幌到着して、まずはお寿司。

すすきので働いている友人に聞いたところ、南3西5にあるNというお寿司屋さんがおいしいと教えてもらい、早速電話で予約。お店に入るとカウンターだけの小ぢんまりとしたつくりで、店主におまかせで握りと刺身とおつまみを出してもらい、日本酒とともにおいしくいただきました。

翌日、昼に実家に立ち寄ったところ、ありがたいことに白子（北海道では「たち」といいます）入りの海鮮鍋が用意されていました。さらに寿司も。昼から家族でビールとワインを空け、陽気になったところで次は小樽に向かいます。

小樽は久しぶりだったので、散策・観光しようと思っていましたが、この日はニュースにもなるくらいの暴風雪。事前の予報では外に出るのも危険な天気とのことでしたが、まさにその通り。

小樽駅について小樽運河のすぐ近くのホテルに

チェックインするものの、そのままホテルに閉じ込め状態となってしまいました。

とはいえ、夜になり、徐々にお腹も減ってくるため、やむなく食を求めて外に出ることに。目的地は私の大好きな北海道の雄『びっくりドンキー』。

ホテルを出ると風がすごい。雪もすごい。運河と海の近くなのでなおさら風も強いのでしょう。地面は雪と氷ですべりやすくなっているため、風で進めないどころかどんどん押し戻されます。

そうは言いながらもどうにかしてお店に到着。ビールを1,2杯飲んだ後、定番のチーズカレーバーグディッシュ150gをいただきました。

翌日は風雪もいくらかおさまり、外出できそうな天気になりましたので、小樽運河を歩き～北一硝子でグラスを購入～コロッケを一口～オルゴール堂見学～ルタオでお茶して～かま栄のかまぼこでつまみ食い～日銀通り～と、一通り名所を回り、十分楽しむことができました。

昆布の専門店もあったので、だし用に利尻昆布も購入しました。この昆布屋さんの売り文句は、「七日食べたら鏡をごらん！」とのことで、肌にとってもいいそうです。お店の前には「お父さん預ります」との看板があり、思わず立ち寄ってしまいます。

小樽を満喫したところで、帰りの飛行機まではまだ少し時間があったので、札幌の時計台に寄り道。東京タワーやスカイツリーのような大きさも派手さもないですが、なんとなくノスタルジックな気持ちにさせてくれます。やっぱり札幌いいなと思うわけです。

そして晩ごはん。またしてもお寿司屋さんに入りました。2泊3日で寿司3回はちょっとやりすぎかと思いつつも、たちの軍艦、たち汁などをいただきました。

札幌食ツアーのメはなんといってもラーメン！今回向かったのは、ここ最近札幌で人気沸騰中、昨年池袋にも出店した『えびそば一幻』です。こちらはその名の通りエビがベースの濃厚ラーメン。うーん、美味し。

こうして北海道からエネルギーをもらい、また明日から東京日本橋で頑張ります。

皆さま今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。



一歩一歩

ながのようこ
長野 洋子

「僕の前に道はない。僕の後ろに道はできる。」

この題をいただいたとき、真っ先に浮かんできたのがこの詩だ。高村光太郎の「道程」。

よく「ルールが敷かれた人生」という言葉も聞くが、前に道ができていて人こそ珍しい。自分の人生は自分の力で切り開いていかなければならないものだ。

私は税理士としてはまだ経験も浅く、足あともまだ残せていない。しかし、今までにおいても、税理士になってからも、自分の道を一步一步着実に前に歩いてきた。

人の「足あと」。「足跡（そくせき）」といえ、大きな功績を考えてしまうが、「足あと」といえばそれは、その人が生きてきた歴史だ。その私も税理士としての足あとはまだ残せていないが、私自身としての足あとは残してきたはずだ。

生まれて、家族に手を引かれ、それこそよちよち歩きの小さな足あと。学生時代、希望に満ちてキラキラ輝いていた頃のスニーカーのように若々しい足あと。大人になって社会に出た頃のヒールの足あと。履きなれないのでよろけた跡もあったように思う。

そして結婚して、サンダル（主婦の方に失礼かな？）の足あと。

しかし、二、三步歩いたところで、なんか物足りなくて、パンプスでカツカツ歩きたくなり、税理士試験を始めた（というか、始めてしまった？）。それからはいくいう「いばらの道」

（笑）。更に、ぬかるんだ道で足を取られ靴が脱げたこともあったような…。

苦労の末税理士になってからも当然人生甘くはなく、パンプスでカツカツどころか、草をかき分

けながら進んでいる。足あとは…足あとは目には見えないが、しっかりけもの道のように、頑張った跡は後ろに続いている。

これからも、この仕事をやっていく以上、躓いたり、転んだりすることと思う。パンプスでカツカツなどいったい何時のことか…。

この世界で働いている限り、ある意味、一生ないのかも。

今に限らず、それぞれの時代、その時なりに大変だったように思う。また、だから頑張ってもきたと思う。だからこそ、今ここから見れば、過去の足あとみんな輝いて見える。

さすがに、「足跡（そくせき）」というものは残せないにしても、これからは税理士として、一步一步踏みしめながら、私なりの輝く「足あと」を残していきたい。

人間万事塞翁が馬

つむらりょう
津村 玲

私がなぜ会計税務の業界に飛び込むことになったのか。今から思えば人生の因果を感じます。将来はマスコミ関係に就職したいと思い、大学は安易に文学部に進学。大学時代は憧れていた格闘技を一度体験してみたいと思い極真空手に入会し、結局空手に明け暮れました。

順風満帆に思えた私の「空手家」人生に挫折の時がやってきました。右ひざ靭帯断裂という怪我を負ったのです。空手の試合でこの怪我をしたならまだ諦めがつきますが、怪我をしたのは、その空手の試合に向かう最中での交通事故でした。しかしあの時の事故が会計税務の業界に飛び込むきっかけになるとは、当時夢にも思いませんでした。

私のほか3人が福島で行われる空手の試合に向かった時のことです。先輩の一人が車を出してくれて、私ともう一人の先輩（ここでは仮にAさんとしします。）が後部座席に座りました。常磐自動車道に入って直ぐに突然バケツをひっくり返したような大雨に襲われました。嫌な予感がしました。運転していた先輩もそれを感じてか、しっかり両手でハンドルを握って緊張しているような面持ちでした。緩やかな右のカーブに迫った時、突然車がスピン！ぐるんぐるんとメリーゴーランドにでも乗るかのように3回くらい回ったように

感じました。中央分離帯にぶつかって、何とかスピーンはおさまりました。運転手の先輩は何度も車を動かそうとしましたが、後部を激しくぶつけているので動きません。何か後部から光が差し込むのが見えました。それがだんだん大きくなってきて、二つの大きなライトが真っ直ぐスピードを緩めることなく私達の乗る車に向かってきました。「大型トラックだ！」私は叫びました。反射的に身をかがめました。間違いなく私はその時、死んだと思いました。



遠くに聞こえる人々の喧騒とパトカーの音を夢見心地で聞きながら、目を覚ましました。私は奇跡的な命を取り留めたようです。隣にはAさんが私に寄りかかって意識がありません。「Aさん、Aさん」体を揺すってみました。Aさんは寝ぼけ眼で「お～」と言って意識を戻してくれました。私も右足が痺れて動かないので、私とAさんは救急車に運ばれて救急病院へ。その後Aさんの様態が急変し、翌日総合病院へ移送され、内臓破裂の大怪我とわかりました。私は靱帯の断裂程度で済み、何とか卒業まで空手を続け、卒業後は引退。Aさんは事故によりドクターストップがかかり、空手を断念されました。Aさんは本当に本意で

あったと思います。

事故後1年程度経って、Aさんに久方ぶりに会った、「俺、将来税理士になろうと思って今勉強中なんだ。空手を思いっきりできない分、税理士の勉強に全力を傾けようと思うんだ。」というのです。当時の私は、借方・貸方の意味すら解らなかったもので、Aさんは取り敢えず物凄く困難な道に進んでいこうとしていることは理解できました。空手ばかりして遊び呆けていた人が税理士などになれるのか。Aさんは大学を卒業した翌年に4科目合格し、その翌年に見事全科目合格されました。その一方で私は、就職した会社に馴染めず将来に不安を感じていました。そうだ！Aさんに相談してみよう。早速Aさんに相談してみると、「会計税務の世界はこれからどんどん複雑になるから、この分野の専門家になれば将来食い外れはないよ！」と迷わず助言してくれました。何かと影響を受けやすい私は受験勉強を開始し、同時並行で受験していた公認会計士試験に合格。この業界に足を踏み入れることができました。Aさんが言っていたように、税務では確かに、ある事案に対し複数の税目が絡んでくることがあり本当に複雑だなと感じることが多いです。また、税法は毎年改正が行われており、その改正箇所をキャッチアップしていくのは大変です。しかしそういったところに仕事のやりがいを感じるのは、私だけではないはずです。

Aさんと会うと税法談義で時間が過ぎるのを忘れることがあります。あの時の事故で九死に一生を得た二人が同じ業界で仕事をするようになることは、当時は想像もできませんでした。「人間万事塞翁が馬」と言いますが、現状に悲観することなく前向きに生きることの大切さを知ったように思います。

各部だより

〔総務部〕

支部幹事会報告

平成24年12月13日（水）16時00分～17時20分

I 審議事項

- 平成24年分確定申告期の無料相談等の件
確定申告無料相談について、昨年は1日あたり5.5人体制で行ったが今年は7人体制で行いたい。
①税理士記念日（2/22）担当税理士10名
②支部の確定申告無料相談会（2/25～3/1、3/6

～3/8）担当税理士48名、受付責任者は税務支援対策部員が担当
提案のとおり承認可決した。

2. 八団体合同賀詞交歓会の件

平成25年1月28日（月）開催の八団体合同賀詞交歓会への参加費について負担額を承認可決した。

3. 観劇会の件

平成25年3月26日（火）明治座で「北島三郎特別公演」を開催すること並びに支部負担額を承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 税務功労者感謝状贈呈式（11/20）の件
2. 中間監査（12/3）の件
3. 登録調査（12/10）の件
4. 税理士雑談室（12/10）の件
5. 署との定例連絡会（12/17）の件
6. 日本橋税務署への新年挨拶（平成25年1月11日（金））の件
7. 日本橋支部役員選挙の件
8. 東京税理士会役員選挙の件
9. 過年度未収会費請求放棄の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年1月23日（水）10時30分～11時41分

I 審議事項

1. 平成24年所得税確定申告反省会兼慰労会開催の件

平成25年3月18日（月）に平成24年度中に実施及び実施予定の各種無料相談等に参加・協力を頂いた方々を対象とした慰労会を開催することを承認可決した。

2. 電話相談センター、パソコンセンター支部交通費支給の件

電話相談センター、パソコンセンターの従事者募集・実施は本会が行っているの、支部からの交通費等の支給をしないようにとの本会より要請があり、今回から支給しないことを承認可決した。

3. 平成25年度賀詞交歓会会場、日時の件

平成26年1月14日（火）にロイヤルパークホテルで開催することを承認可決した。

報告事項

1. 賀詞交歓会（東京税理士会（1/8）、京橋支部（1/11）の件
2. 新年挨拶（中央都税事務所（1/9）、日本橋税務署（1/11）の件
3. 登録調査（1/10）の件
4. 新年賀詞交歓会（1/15）の件

5. 納税者支援センター相談員の推薦の件
6. 青色申告会との懇談会（1/21）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年2月15日（金）10時35分～11時50分

I 審議事項

1. 常会開催（4月18日）の件
常会を4月18日（木）午後1時00分～1時45分に東実健保会館で開催することを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 支部規則の一部改正の件
2. 八団体合同賀詞交歓会（1/28）の件
3. 東京税理士会・東京税政連合同セミナー（2/4）の件
4. 登録調査（2/6）の件
5. 税理士雑談室（2/15）の件
6. 支部新旧役員旅行（7/7、8）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年3月22日（金）10時37分～12時07分

I 審議事項

1. 支部規則一部改正の件
支部規則第2条（目的）の改正を下記のとおり諮ったが、継続審議となった。
2. 顧問・相談役会開催の件
4月26日（金）16時00分より北濱で開催することと参加者の負担費用について承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 税理士記念日無料相談の件（2/22）の件
2. 確定申告無料相談（2/25～3/1、3/6～3/8）の件
3. 各種無料相談担当者の慰労会（3/18）の件
4. 支部連絡文書送付方法の件
5. 次回以降の幹事会日程の件
6. 次年度本会委員の件
7. 署との拡大定例連絡会（4/11）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上**〔研修部〕**

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は

日本橋支部規則の一部改正について

（改正の趣旨）

東京税理士会の指導に基づき、標準支部規則のとおり改正する。

改 正 案	現 行
第1章 総 則 （目 的） 第2条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。 附 則（平成25年6月24日改正） 1 この改正規定は、平成25年6月24日から施行する。ただし、本会会則第67条第1項の規定により本会の承認を受けなければ、効力を生じない。	第1章 総 則 （目 的） 第2条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うとともに親睦及び福利増進を図ることを目的とする。

次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成24年12月4日（火）14:00～17:00

テーマ：税理士のための人事労務・債権問題セミナー
—顧問先からの相談事例に学ぶトラブル対応—

講 師：弁護士 高井 重憲氏、坂東 利国氏

会 場：日本橋支部事務局

日 時：平成24年12月11日（火）10:00～12:00

テーマ：国税通則法改正後の税務調査手続について

講 師：東京国税局担当官

会 場：日本橋支部事務局

※ インターネット配信による研修会

日 時：平成25年1月15日（火）15:30～17:15

テーマ：グローバル化時代の経営とは？

—ベンチャー政治家田中角栄に学ぶ—

講 師：経営コンサルタント 一柳 良雄氏

会 場：ロイヤルパークホテル2F東雲の間

※ 新年賀詞交歓会新春講演会

日 時：平成25年2月1日（金）13:30～16:00

テーマ：24年分確定申告に当たっての留意事項

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年4月18日（木）14:00～17:00

テーマ：金融証券税制について

講 師：税理士 柴原一氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成24年12月10日（月）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成25年1月17日（木）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成25年2月15日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成25年3月22日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成25年4月12日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成25年3月までの活動状況は以下のとおりです。

平成25年1月10日 練習 浜町グラウンド

平成25年1月23日 練習 浜町グラウンド

平成25年2月7日 練習 浜町グラウンド

平成25年3月19日 練習 月島グラウンド

平成25年3月25日 練習試合 明治神宮外苑

（対中野支部 負、対練馬西支部 勝）

〈囲碁部〉

恒例の京橋支部との新春親善囲碁大会は、1月19

日（土）に当支部から10名が参加して京橋支部会議室において午後1時から開かれました。当支部が今年敗けますと三連敗の不名誉な記録となりますので、各自気合を入れてのぞみました。対戦は丁丁発止、まさに実力伯仲し、とうとう15勝15敗で引き分けとなりました。対戦終了後京橋支部の近くのレストランで反省会を開き、お互いの健闘をたたえ、来年また会うことを約して散会しました。

3月27日（水）は、日本橋支部春季囲碁大会を当支部会議室にて開催しました。年度末で仕事が忙しかった方や体調不良の方などおられたため、今回は参加者が8名となりなしたので、組み分けせず、対局戦を5回として優勝を争うこととしました。

アルコールが入らないと元気のでない人、ニコチンを補充しないと妙手が浮かばない人もおられましたが、とにかく5時間の対局時間は高齢者には少し応えたようです。結果は、次のとおりとなりました。

優 勝 坂元 左 4勝1敗

準優勝 花山 三郎 3勝2敗

1 位 大久保速雄 3勝2敗

2 位 榊 邦弘 3勝2敗

3 位 関口 重雄 3勝2敗

4 位 原口 義弘 2勝3敗

今後の6月までの日程は、プロ棋士指導4月11日（木）、月例会は5月9日（木）、6月27日（木）となっています。来る者は拒まず。

〈テニス部〉

12月19日（水）、品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加者は7名。いつものように基本練習と実践を踏まえた練習を行いました。基本のストローク練習から始め、ボレー、サーブと練習を進めました。後半は実践形式で雁行陣を基本としてのラリーとボレー、アプローチショット、サービスダッシュ等の練習を行いました。

練習後は、忘年会をプリンスホテル内の中華レストランで行いました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習はプロの松岡伴育コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、お気軽に支部事務局まで連絡下さい。

今後の大会予定

春季大会：5月9日（木）予備日；16日（木）

秋季大会：10月2日（水）予備日；8日（火）

支部対抗戦：11月7日（木）予備日；14日（木）

【綱紀監察部】

1 以下の会議が開催されました。

平成24年度綱紀監察合同会議

日 時 平成24年度12月18日(火) 14:00～16:30

場 所 東京税理士会館

出席者 会長、本部役員

全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか8名

48税務署総務課課長補佐

議 題：①綱紀部及び業務侵害監察部からの報告

②東京国税局の方針

③東京国税局からの報告

④支部からの提言に対する本会の回答について

⑤その他

2 平成24年度～平成26年度の税理士証票及び会員章(バッジ)の所持確認24年度分を実施しました。

日 時 平成25年2月4日～2月5日 10:00～16:00

場 所 日本橋支部事務局

結 果 対象会員 882名

実施会員 640名

未済会員 242名

対象法人 46法人

実施法人 35法人

未済法人 11法人

【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの会員にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成25年実施日 会 場 担当税理士

1月16日(水) 法人会事務局 余西 吉巳

1月30日(水) " 財津 良子

2月13日(水) " 持田 剛史

2月27日(水) " 湯本 康弘

3月13日(水) " 永島 嘉治

3月27日(水) " 渡辺 春樹

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成25年実施日 会 場 担当税理士

1月22日(火) 中小企業相談センター 余西 吉巳

2月12日(火)

"

佐藤 兆秀

3月5日(金)

"

永島 嘉治

3月26日(火)

"

松崎 さつき

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成25年実施日 会 場 担当税理士

1月16日(水) 中央区京橋プラザ 岩川由美子

2月5日(火) " 鈴木 久衛

2月25日(月) " 湯本 康弘

2月27日(水) " 角田 大

3月5日(火) " 皆平 弘一

《決算申告説明会》

○東京会からの依頼分

平成25年実施日 会 場 担当税理士

1月24日(木) 日本橋青色申告会事務局 若狭 茂雄

" " 福岡 敏郎

《確定申告無料相談》

○日本橋税務署からの依頼分

平成25年実施日 会 場 担当税理士

2月25日(月) 日本橋公会堂 佐々木則司

" 山崎 健

" 津村 玲

" 河野 拓

" 中村 佳子

" 増田 和弘

2月26日(火) 日本橋公会堂 中沢 勇

" 岩川由美子

" 岩田 浩一

" 伊藤 孝

" 岩本 忠司

" 赤坂 光則

2月27日(水) 日本橋公会堂 木下 純一

" 永島 嘉治

" 緑川 光

" 江島 昌之

" 垣本 容子

" 猪股 正明

2月28日(木) 日本橋公会堂 浅見 達雄

" 余西 吉巳

" 竹田 修

" 細谷 有子

" 高山 秀三

" 橋本 友樹

3月1日(金) 日本橋公会堂 井上 眞一

" 小原 正寛

" 濱川 久子

" 湊谷 三男

" 持田 剛史

" 斉藤 恵子

3月6日(水) 日本橋公会堂 大澤 昭人

	〃	財津 良子	新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下
	〃	鈴木 久衛	記の会員にお願いしております。
	〃	岩川 辰也	担当税理士：赤坂光則、岩川由美子、河野 拓、
	〃	久野 二実	佐野典子、林 孝子、久野二実、松本悦子
	〃	若狭 茂雄	《税理士記念日税の無料相談》
3月7日（木）	日本橋公会堂	高橋美津子	平成25年実施日 会 場 担当税理士
	〃	中島 美和	2月22日（金） 三越前駅地下通路 増田 和弘
	〃	金 日永	小原 正寛
	〃	畑 芳広	高橋美津子
	〃	高橋 龍美	田島 照久
	〃	岩川由美子	木下 純一
3月8日（金）	日本橋公会堂	滝口 利子	財津 良子
	〃	安藤 孝夫	中島 美和
	〃	徳山 和美	小山 栄一
	〃	皆平 弘一	宮原 裕徳
	〃	木下 純一	佐野 典子
	〃	近藤 浩道	以上の会員にご協力いただき88件の相談がよせ

《申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
2月14日（木）	日本橋青色申告会事務局	余西 吉巳
2月21日（木）	〃	〃
3月1日（金）	〃	〃
3月7日（木）	〃	〃
3月14日（木）	〃	〃

○日本橋税務署からの依頼分

《支部無料税務相談》

平成25年実施日	会 場	担当税理士
1月9日（水）	支部事務局会議室	青木 久直
2月13日（水）	〃	佐野 典子
3月6日（水）	〃	古賀 裕明
3月13日（水）	〃	引地 栄二

支部会員異動のお知らせ

平成24年11月16日～
平成25年3月15日

〈入会〉

11月21日	カサハラ 笠原	タケシ 武	〒103-0001 日本橋小伝馬町3-9 小伝馬町ステーションビル3A 桑澤克実税理士事務所 電話 3639-4951
11月21日	コイケ 小池	ミチノブ 礼啓	〒103-0027 日本橋3-4-16 春陽堂ビル9階 電話 090-9246-4053
12月19日	アカシ 明石	ゴウ 剛	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720
12月19日	アキバ 秋庭	マモル 守	〒103-0013 日本橋人形町2-16-2

12月19日	イシガ 石ケ	モリヒデトシ 森英俊	人形町ユウビル6階 電話 090-3819-6133 〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
12月19日	ハギグチ 萩口	ヨシハル 義治	〒103-0027 日本橋浜町2-1-9-805号 電話 090-9821-7065
12月19日	メトキ 目時	コウエイ 公英	〒103-0012 日本橋堀留町2-1-4 シュマラークト3F 電話 6206-2657
12月19日	ヨシダ 吉田	モトアキ 元明	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル6F

平成25年

1月1日 ニシジマ 西島 サトシ 聡 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

1月24日 ウメダ 梅田 ヒロシ 浩志 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

1月24日 カワシマ 川島 チヅコ 千鶴子 〒103-0027
日本橋1-17-4
税理士兒玉賢一事務所
電話 5255-6888

1月24日 コウ 黄 ミネ 民愛 〒103-0007
日本橋浜町2-41-5-504号
電話 5695-0620

1月24日 ヒロセ 廣瀬 タスク 翼 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

1月24日 ヤマツタ 山蔦 ジュンコ 潤子 〒103-0022
日本橋室町4-3-9
住田直子税理士事務所
電話 3279-2363

2月21日 アベ 阿部 マサキ 雅樹 〒103-0002
日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル
税理士法人おおたか
電話 5640-6450

2月21日 ドヒ 土肥 キヨタカ 清隆 同 上
2月21日 ハナミツ 花光 ヨシタカ 慶尚 同 上
2月21日 トクダ 徳田 カズヒロ 和浩 〒103-0003
日本橋横山町1-3
電話 3663-5066

〈転入〉

12月10日 オオミズ 大森支部より
大水 タカユキ 孝幸 〒103-0013
日本橋人形町1-8-4
東商共同ビル7階
電話 6661-6575

平成25年 麴町支部より

1月1日 ミヤグチ 宮口 トオル 徹 〒103-0026

日本橋兜町11-12-1102

電話 6661-7647

江戸川南支部より

2月15日 フカノ 深野 タツヤ 竜矢 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

江戸川南支部より

2月28日 コバヤシ 小林 ナオト 直人 〒103-0004
東日本橋1-1-19
タキビル3階
電話 5823-4456

〈法人入会〉

11月27日 ベンチャーサポート税理士法人日本橋オフィス
〒103-0027
日本橋3-13-5
KDK日本橋313ビル2階
電話 6265-4681

〈事務所住所変更〉

イトウ 伊藤 ヒサシ 恒 〒103-0022
日本橋室町4-1-16

ナルセ 成瀬 トオル 徹 同 上
ワタナベ 渡辺 クニアツ 邦厚 同 上
ワタナベ 渡辺 タイ 泰 同 上
アベ 阿部 シンジ 慎史 〒103-0027
日本橋3-3-3
いづみやビル4F

マエザワ 前澤 サトコ 左斗子 〒103-0006
日本橋富沢町11-17-1103号

オオク 大久保 ボタツヤ 達哉 〒103-0012
日本橋堀留町1-3-7
第2MIビル5F

タカナシ 高梨 ユカリ 由香理 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-30-5
森ビル2階
引地栄二税理士事務所
電話 5640-7662

ヒガシハラ 東原 ユタカ 豊 〒103-0016
日本橋小網町1-13
チェスターコート日本橋604

ノモト 野本 トクジ 徳治 〒103-0004
東日本橋3-5-6-602

ツチヤ 土谷 ユウイチ 裕一 〒103-0027
日本橋3-9-12

第6中央ビル7階
同 上
〒103-0026
日本橋兜町17-1-409

同 上
〒103-0014
日本橋蛸殻町1-9-1
スプリングビル
電話 5623-6927
〒103-0027
日本橋3-9-12
第6中央ビル7階
〒103-0007
日本橋浜町3-3-1
トルナーレ日本橋浜町211
〒103-0027
日本橋1-2-10
東洋ビル7F
電話 6202-2332

〈法人事務所住所変更〉

アルファール総合税理士法人
〒 103-0022
日本橋室町4-1-16

〈事務所名称変更〉

古尾谷裕昭 ベンチャーサポート税理士法人日本橋オフィス
もとむら やすひと 同 上
元村 康人 同 上
板橋 則雄 板橋則雄税理士事務所

〈事務所電話番号変更〉

古賀 裕明 電話 050-3693-5466
秋庭 守 電話 6206-2543
山本 茂朗 電話 3271-0348
宇田川洋二 電話 6231-0559
伊藤しほ子 電話 6262-0797
河野 拓 電話 6225-2036

〈転出〉

高村 千秋 荒川支部へ
中野 智也 荻窪支部へ
佐藤 智子 麹町支部へ
葛西 達宏 上野支部へ
岩切 靖雅 本郷支部へ
北川 嘉久 四谷支部へ
小泉 大輔 芝支部へ
柴田 和也 麻布支部へ
川合 貴之 〃
門脇 理恵 渋谷支部へ

諏訪部すみれ 中野支部へ
小島 和也 四谷支部へ
池頭 邦之 麹町支部へ
岸田 康雄 麻布支部へ

〈退会〉

小早志睦子 業務廃止
高田 憲和 〃
齋藤 恒子 〃
平野 嘉重 資格喪失
梅田 大作 近畿会へ
大槻 達也 〃
濱田 雅大 〃
増田 天紀 〃
木村 渉 千葉県会へ
岡田 隆 九州北部会へ

〈法人会員退会〉

税理士法人 FIS 合併解散

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

山田 豊 昭和20年9月7日生まれ 67歳
平成24年11月18日死 亡

細井 知雄 昭和14年9月5日生まれ 87歳
平成24年11月28日死 亡

金子 美光 昭和19年10月18日生まれ 68歳
平成24年12月1日死 亡

田尻 健 昭和11年6月2日生まれ 76歳
平成24年12月20日死 亡

井上 保 大正15年8月26日生まれ 86歳
平成24年12月25日死 亡

編 集 後 記

“にほんばし”136号も会員の皆様のご協力により無事発行することができました。執筆いただいた会員の皆様に深く感謝します。

さて、本号は現在の広報部メンバーでの最終発行となります。よりよい広報誌を目指して努力してまいりました。至らない部分もありましたが、会員の皆様のご協力に支えられ何とか仕事を終えることができました。次号からは新メンバーでの広報部による発行となりますが、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

中央都税事務所からのお知らせ

5月は自動車税の納期です

平成25年度の自動車税納税通知書は、5月1日（水）に発送します。

＜納期限＞ 5月31日（金）

＜ご利用になれる納付方法＞

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁

都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

○ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○ 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○ コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。

◆ ATM・パソコン・携帯電話からの納付

○ （ページ）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。

○ インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方（事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。）はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。

○ パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。取扱期間は、平成25年5月31日午後11時までです。利用できるのは、平成25年度自動車税納税通知書です。

○ ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書（継続検査等用）を郵送します。

○ 領収証書は発行されません（必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

○ システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索



便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告	○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○異動届出 ○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	○償却資産申告
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付	○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

＜利用手続についてのお問い合わせ＞

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】

0570-081459（IP電話・PHSをご利用の場合：045-759-3931）

月～金 午前8時30分～午後9時

（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）

＜申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ＞

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

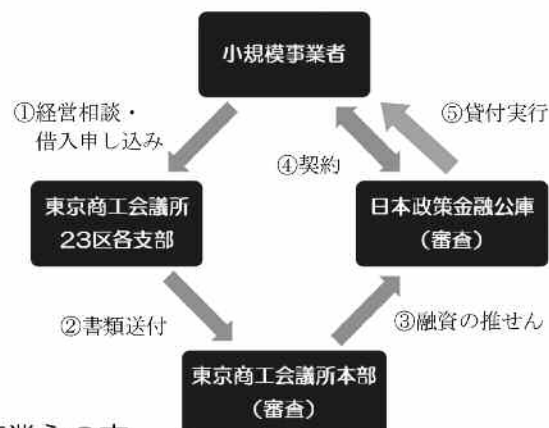
中央都税事務所 03-3553-2151（代表）

小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の法人・個人事業主の方
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

1,500万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.65%（平成 25 年 3 月 13 日現在）
中央区は利子補助制度があります。
（支払利子 30%、最長 3 年間の補助）

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取扱いは、

平成 26 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金使途

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

●設備資金

・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転 等

使いみちはいろいろ

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

税理士協同組合の報酬自動支払制度

顧問料の集金なら口座振替！

e-NETの集金支援システム
特許取得！

<特許第5117097号>

毎月の請求業務から解放
事務負担の軽減に効果大！

関与先1件からご利用できます。

税理士協同組合事務代打社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

報酬自動支払制度 検索

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL http://www.nichizei.com/nf/

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

生きるための
がん保険 Days

がん保険

生きるためのがん保険Days(ティス) 保険期間：終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合(抗がん剤治療特約)は10年1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限※で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合3 三大治療をしっかり保障！
抗がん剤治療は通算600万円まで保障！

プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。
〈がん保険Days(ティス)の保障の一部ではありません〉

+ <Days>にプラス！

健康保険制度が
適用されない
先進医療にも対応！

がん先進医療特約

女性特有の
「がん」の保障を
強化する

特約 コサージュ

「がん」になったときの
収入減少に備える

所得サポート特約

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階

AF271-2011-0240 6月17日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 0120-922-752

URL http://www.nichizei.com/khd/

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

日税不動産情報センターは
おかげさまで 30 周年不動産
の売買

税理士界一筋

不動産のことなら何なりとご相談ください。
事務所の良きパートナーとして誠実に対応いたします。

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL http://www.nichizei.com/nf/

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ安心療養サポート
(団体所得補償保険)所得補償保険
自動車・火災保険

全税共の所得補償保険は病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい
(中途退会の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する
電話無料相談付帯

団体30%
割引適用

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(初日から120日)＋手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034

SJ12-00641 2012/04/19

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL http://www.nichizei-net.com

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



先生! そろそろ始めませんか?

報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システム



導入のメリット

- 集金の手間が省けます。
- 未収金の防止に役立ちます。
- 人件費や交通費等の経費が節減できます。
- 関与先1件からでも利用できます。
- 臨時報酬、立替金などの不定期報酬にも対応できます。

(表示金額は全て税別)

選べる2つの利用方法

- 関与先1件から始めたい!という方には「POST」(郵送型)
- 全関与先を一元管理したい方には「e-NET」(オンライン型)

POST	e-NET
口座振替 請求手数料 335円/1件 POSTからe-NETの 移行も簡単!	基本料 (振込手数料含む) 1,800円/月 (5日と28日両方の振 替日をご利用の場合、 2,100円/月となります) 口座振替 請求手数料 240円/1件

<お問い合わせ・資料請求先>

株式会社 日税ビジネスサービス ☎ 0120-155-551 <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

税理士マーク入りのステータスカード

税理士 MUFG CARD Platinum
American Express® Card

■年会費

プラチナカード:本人 21,000円
※家族1名無料、
2人目から1名につき3,150円

■海外旅行傷害保険最高1億円

■国内旅行傷害保険

最高5,000万円(自動付帯)

■ショッピング保険年間限度額
300万円■国内・海外渡航便遅延補償
最高2万円(自動付帯)

■犯罪被害傷害保険

最高1,000万円(自動付帯)

ご利用可能枠
50~500万円

<お問い合わせ>

三菱UFJニコス株式会社

MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレスカード入会専用ダイヤル

☎ 0120-665-811 (9:00~21:00 年中無休)

節税しながらゆとりの老後

小規模企業共済制度

経営者の退職金制度、掛金そっくり所得控除

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)
や会社等の役員の方が、事業をやめたり、退職した
ときに備えて、事業の再建やその後のゆとりある生
活づくりの資金を予め準備しておく共済制度です。

特長

1. 個人事業主の共同経営者も加入できます。
2. 掛金と運用収入はすべて加入者に還元
3. 掛金の選択肢が幅広い
4. 掛金は全額所得控除できます。
5. 共済金の受取は、「一括」「分割(10年・15年)」
「一括と分割の併用」の3通り

<お問い合わせ>

独立行政法人

中小企業基盤整備機構(中小機構) 共済相談室

TEL. 050-5541-7171

<http://www.tozeikyo.or.jp>

東京税理士協同組合

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館2階 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

新年賀詞交歓会



◀ 藤山支部長



◀ 神津信一 東京税理士会会長



◀ 高橋中央 都税事務所長



◀ 講師の経営コンサルタント
一柳良雄氏



▲ AZセミナーの終了証を受けた
榎本恒会員と温井徳子会員

2月22日 税理士記念日 無料相談



▲ 無料相談



▲ 相談者慰労会



▲ 常会 (4月18日)

税務署との親善ソフトボール大会



◀ 勝利のホームイン



◀ 署長が先発投手

東京税理士会春季大会



▲ 試合開始



▲ 次々得点



▲ ハイタッチ